

特定非営利活動法人奈良県防災士会 役員選任規程

（目 的）

第1条 この規程は、特定非営利活動法人奈良県防災士会（以下、「本会」という）の役員選任に関する方法を定めたものである。

（役員選任の公示）

第2条 理事長は、役員を選任する総会開催日の30日以上前までに、役員選任について公示する。

（理事の立候補及び推薦）

第3条 理事に立候補する会員及び理事に会員を推薦したい会員は、公示期間内に立候補届または推薦書を、事務局（選挙管理委員会）宛に郵便または電磁的方法により提出するものとする。

2 理事候補者及び理事候補者を推薦する者は正会員でなければならない。

（理事候補者選任の基準）

第4条 理事候補者の選任にあたっては、次を基準とする。

- (1) 別に定める本会地区ブロックから各5名以内。
- (2) 理事会は、理事定数の3分の1を超えない範囲で理事会推薦候補を選任することができる。
- (3) 理事会推薦候補は、女性代表、防災の知識・技能を有する者、災害弱者の取組経験者、地域貢献として社会の発展・活性化に取り組む者、防災士少数自治体代表、市町村防災士連絡会（ネットワーク等）または教育関係者、災害ボランティア活動経験者の中から選任する。

（監事候補者の推薦）

第5条 監事候補者は、正会員の中から理事会の承認を得て理事長が推薦するものとする。

（候補者の調整）

第6条 理事及び監事の立候補者及び被推薦者の数が、定款の定数を超えた場合あるいは不公平な地域的隔たりが生じた場合は、本規程第2条に定める公示期間以前の理事会にて選出された「役員候補者選考委員会」において、立候補者及び被推薦者、推薦者と協議、調整を行い、理事会が「役員候補者案」を決定する。

- 2 役員候補者選考委員会は選挙管理委員会を兼ねるものとする。

(理事の担当職務の指名)

第7条 理事長は、理事の中から、事務統括、経理統括、教育研修部長、広報部長、災害ボランティア担当部長、その他の担当職務を命ずることができる。

- 2 理事長は、担当職務を命じた事務統括、経理統括、教育研修部長、広報部長、災害ボランティア担当部長、に職務遂行に応じた会議開催を委嘱することができる。
- 3 任命を受けた理事は、各担当職務について総会及び理事会決定事項の進捗状況を検証し、理事会に付議する事項を検討する。

(相談役の委嘱と役割)

第8条 相談役はこの法人の理事長を経験した者を充て、理事会の推薦により理事長が委嘱することができる。

- 2 相談役は理事長の求めに応じて、この法人の運営に関して助言を行う。

(規程の変更)

第9条 この規定は、理事会の議決によって変更することができる。

- 2 この規定を変更した場合、理事長は速やかに会員に通知しなければならない。

附則

この規程は平成28年2月27日より施行する。

附則

この規程は平成30年3月24日より施行する。

附則

この規程は平成30年6月24日より施行する。

附則

この規程は令和6年4月21日より施行する。

附則

この規程は令和7年6月14日より施行する。